

ひょうご産業 SDGs 認証事業 プロモーション動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

ひょうご産業 SDGs 認証事業 プロモーション動画制作業務

2 業務目的

今年度、兵庫県はオンライン専用 SDGs プラットフォーム『Platform Clover』内に、特集ページを開設する。

本事業は、本県が実施する「ひょうご産業 SDGs 認証事業」において、最上位のゴールドステージ認証を取得した企業による SDGs の取組を、特集ページ内で広く発信することにより、学生から見た企業イメージの向上、企業のビジネス機会の拡大、県内企業による SDGs 経営の裾野拡大、本県 SDGs 認証事業の認知度向上等を図ることを目的として、SDGs の取組を分かり易く伝える動画制作を行うものである。

3 事業期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 27 日まで

4 業務内容

(1) プロモーション動画の制作・納品、特集ページのデザイン・構成の提案

- (ア) 動画の長さは 1 社あたり 60 秒とし、表 1 の 10 社分の動画制作（企業別のサムネイルを含む）を行うこと。
- (イ) 業種は製造業・建設業・サービス業など様々であるが、SDGs ゴールドステージ認証企業の取組内容を伝える動画として、統一性を持たせること。
- (ウ) 企業にとって一番の課題は人手不足であり、今回制作する動画を最も視聴してもらいたいのは学生である。いかにより多くの学生に視聴してもらい、企業による SDGs の取組の魅力を伝えるかを意識し、工夫すること。
- (エ) Platform 内の兵庫県特集ページにアクセスした人が、動画を視聴したいと思う、特集ページのデザイン、構成について提案すること。
- (オ) 撮影対象となる企業の SDGs の取組については、県と企業が打合せを行い、あらかじめ受託者に案を提示することを想定している。受託者は、県及び企業と事前打合せの上、撮影対象及び撮影内容を決定すること。
- (カ) 基本的に、1 社あたり現地での事前打合せ 1 日、撮影 1 日程度を想定している。
- (キ) 県及び企業との事前打合せ並びに撮影の日程調整は、原則県が行う。
- (ク) 基本的に、動画出演者は企業の社員又は企業を通じて出演の了承を得た地域の方等を想定している。
- (ケ) 基本的に、撮影場所は企業の敷地内又は企業を通じて撮影の了承を得た近隣の場所を想定している。
- (コ) 県から企業に対し、既存の映像や写真等の提供を依頼する。企業から素材の提供が

あった場合は、必要に応じて活用すること。

- (サ) 動画制作にあたっては、受託者が所有している映像や借用映像の使用も可能であるが、著作権等の手続きは受託者にて行うこと。
- (シ) 動画表現力を向上させるため、効果的な字幕、音楽や効果音の挿入を行うこと。
- (ス) 音楽素材は、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。
- (セ) 動画は4K解像度以上で撮影し、縦横比は16：9とすること。
- (ソ) 編集にあたっては、県と協議の上、仮編集、本編集の微調整を行うこと。
- (タ) 動画制作にあたっては、受託者が設備及び機器を用意すること。なお、屋外での撮影も想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- (チ) 業務の実施に必要なソフトウェア等は、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (ツ) 成果品は、データで最適な解像度により行い、それぞれタイトルをつけること。
なお、完成した動画から順次納品を求める場合があるが、その場合は県の指示に従うこと。
- (テ) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。
- (ト) トラブル発生時には、受託者の責務により、迅速な対応により回復を図ること。
- (ナ) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

表1 動画制作の対象企業

企業名	住所
(株)神戸酒心館	神戸市東灘区御影塚町 1-8-17
(株)神戸ポートピアホテル	神戸市中央区港島中町 6-10-1
(株)山本電機製作所	神戸市長田区西尻池町 1-2-3
美樹工業(株)	姫路市北条 951-1
(株)香山組	尼崎市東難波町 5-31-20
浜田化学(株)	尼崎市東海岸町 1-4
足立織物(株)	多可町中区安楽田 511
(株)ソーイング竹内	多可町中区糶屋 90
(株)西山酒造場	丹波市市島町中竹田 1171
(株)ホテルニューアワジ	洲本市小路谷 20

(2) 大学生による県内企業 SDGs プロモーション動画制作に係るレクチャー等

- (ア) プロモーション動画の制作経験がない大学生を対象に、取材のコツや動画の作り方をレクチャーする「動画制作講座」を実施すること。大学生は最大4グループ・12名程度とし、講座の開催は1回とする。なお、大学生の選定、開催日程・場所の調整は、原則県が行う。

(イ) 動画制作の過程において、大学生から技術的な質問等があった場合はアドバイスを
行うこと。

5 実績報告

受託者は、契約期間満了までに実績報告書を提出すること。

6 業務実施上の注意事項

(ア) 実施計画の策定

受託者は、業務実施にあたり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を記した実施計画を県に提出すること。

(イ) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、県と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(ウ) 成果品の利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は県に帰属し、随時の利用、編集・改変を行うことができるものとする。このために、受託者は必要な措置を講じた上で成果品を作成することとする。

(エ) 契約不適合

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が見つかった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

(オ) データの安全管理

撮影及び編集データは、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。また、成果品は、ウイルス対策ソフトにより検査し安全性が確保された上で納品すること。成果品が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(カ) 機密の保持

- ① 県及び受託者はセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- ② 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩や滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ③ 万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ④ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(キ) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(ク) 著作権等の取扱い

- ① 本業務の成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日 法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、県に帰属する。
- ② 県は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 号第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で公表することができるものとする。
- ③ 県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(ケ) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、県は責任を負わないものとする。

(コ) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

但し、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(サ) その他

- ① 本業務に関して必要な経費は、契約金額に全て含むものとする。
- ② 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ③ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって本業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、県及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。